

## 青森県教育委員会第899回定例会会議録

- 1 期 日 令和5年12月6日(水)
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時45分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室
- 5 議事目録  
報告第1号 議案に対する意見について  
議案第1号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定  
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
風張知子(教育長)、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子、安田 博、松本史晴
  - ・欠席者の氏名  
なし
  - ・説明のために出席した者の職  
小坂教育次長、長内教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嗟峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小舘生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
戸塚委員、松本委員
  - ・書記  
小林浩一、小路口晶子

## 7 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

議案に対する意見について、御説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第316回定例会に提出された「令和5年度青森県一般会計補正予算(第3号)案(教育委員会所管分)」ほか5件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和5年度青森県一般会計補正予算(第3号)案(教育委員会所管分)」についてである。今回の補正予算の歳出予算額は、1億2,806万1千円の減額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,189億8,811万1千円となる。なお、計上した歳出予算の事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、県の一般職及び国の特別職の職員の取扱いを踏まえ、教育長の期末手当の支給割合の引上げを行うものである。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。これは、令和5年10月6日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うとともに、人事委員会報告及び地方自治法の一部改正を受け、会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を加えるものである。

次に、「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」と同様に会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を加えるものである。

これらの条例は公布の日から施行し、給料月額の改正については、令和5年4月1日から適用し、期末・勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和5年12月期から適用することとし、令和6年6月期以降の期末・勤勉手当の支給割合に係る部分は、令和6年4月1日から施行するものである。

したがって、期末・勤勉手当の支給割合については、改定前と比較すると令和5年度は12月期分を0.1月分、令和6年度以降は6月期分及び12月期分をそれぞれ0.05月分引上げ、年間で0.1月分引き上げられることとなる。

また、会計年度任用職員の勤勉手当については、令和6年4月1日から施行するものである。

次に、「公の施設の指定管理者の指定の件」についてである。これは、青森県武道館の指定管理者を指定するものである。なお、指定期間内における委託料総額について、所要の債務負担行為を設定している。

次に、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋の策定の件」についてである。県では、平成30年12月に「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定し、これに基づいて様々な施策を実施しているが、今年度で計画期間が終了することから、令和6年

度から令和10年度までを計画期間とする新たな基本計画を策定するものである。

なお、この6件の議案については、現在、県議会において御審議いただいているところである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

## 議案第1号 市町村立学校職員の人事について (非公開の会議につき記録別途)

### その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

11月に行った職員に対する懲戒処分2件のうち、社会的影響が大きい事案1について、その概要を御説明する。

この事案は、三八地域市部以外の中学校教諭が、令和5年8月20日、八戸市内のホテルにおいて、女性に対し、同意することが困難な状態にあることに乗じてわいせつな行為を行ったものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表を行っている。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり、指導の徹底を図ってきたところであるが、今回このような事案が発生したことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ね、ひいては教育に対する県民の不信を招くものであり、極めて遺憾である。

このため、事案1の懲戒処分を行った11月28日付けで、市町村教育委員会及び県立学校に対し、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう通知したところである。

県教育委員会としては、今後とも、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。